

大分県中小企業等省力化・生産性向上支援事業費補助金受付・審査・情報発信等

委託業務募集要項

1 目的

県内中小企業のDX投資を促進するため、国の省力化投資補助金及びIT導入補助金(インボイス枠)に対し、県が上乘せの補助金を交付します。補助金の申請の受付、書類審査、電話による申請手続きにかかる問い合わせ対応、広報活動等の一連の業務を委託します。委託先事業者については提案競技による審査で決定します。

本委託業務は補助金の申請処理や問い合わせ業務の他、補助金の利活用促進を図るため、チラシの作成やWEBサイトの運営など広範にわたる業務を行います。

そのため、企画提案方式により広く公募し、委託先を選定します。

2 競技に付する事項

(1) 業務名

中小企業等省力化・生産性向上支援事業費補助金受付・審査・情報発信等委託業務

(2) 契約内容

別紙「中小企業等省力化・生産性向上支援事業費補助金受付・審査・情報発信等委託業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月13日(金)まで

(4) 限度額

12,000千円(消費税相当額を含む)を上限とする。

3 応募資格

応募資格を有する者は、次に掲げる(1)から(8)までの要件全てに該当する者となります。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。

(3) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。

(4) 業務の遂行にあたり、十分な能力及び実績を有していること。

(5) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡が取れる体制が整ってい

ること。(インターネット接続環境があることを前提とする。)

(6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者ではないこと。

(7) 特定の公職者(その候補者を含む。)又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者ではないこと。

(8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

② 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

③ 暴力団員が役員となっている事業者

④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

⑥ 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者

⑦ 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 提案競技への応募に関する手続き

(1) 本募集要項及び様式の交付期間及び交付方法

ア 交付期間(公募期間)

令和7年1月17日(金)から令和7年2月5日(水)までとします。

イ 交付方法

大分県庁ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14280/uwanose2.html>

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和7年2月5日(水)17時(必着)までとします。

イ 提出先

大分県商工観光労働部DX推進課DX推進班

電話番号:097-506-2474/電子メール:a14280@pref.oita.lg.jp

ウ 提出資料

以下の書類を提出してください。

- ① 企画提案競技参加申込書（様式 1）
- ② 企画提案書（様式 2）
- ③ 誓約書（様式 4）
- ④ 見積書（様式任意）
- ⑤ その他（企画提案内容の補足説明のため、必要に応じて資料（任意様式）を提出してください）

※提出後、提出した旨を（イ）提出先まで電話で連絡してください。

エ 提出方法

電子メールにて提出してください。資料送付後、電話にて受取確認を行ってください。

(3) 質疑応答

- ・提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、質問書（様式 3）を提出してください。
- ・質問書は、電子メールで受け付けます。質問書を提出した場合は、提出した旨を下記質問提出先まで電話で連絡してください。
- ・質問に対する回答は、受付後 2 日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条に規定する国民の祝日を除く）を目途に、上記大分県庁ホームページに掲載します。

ア 質問書の提出期限

令和 7 年 1 月 24 日（金）17 時（必着）までとします。

イ 質問提出先

大分県商工観光労働 D X 推進課 D X 推進班

電話番号：097-506-2474 / 電子メール：a14280@pref.oita.lg.jp

ウ その他

質問の回答事項については、本募集要項及び仕様書の追加又は修正とみなします。

(4) 辞退

企画提案競技参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式 5）を提出してください。

5 企画提案審査会について

(1) 審査方法

- ・別添「大分県中小企業等省力化・生産性向上支援事業費補助金受付・審査・情報発信等委託業務に係る審査基準」により書面審査を行い、最も評価の高い者を実施主体として選定します。
- ・書面審査期間中に、提出された提案書等について必要に応じて、申請書に記載された連絡先に電話やメールで質問する場合があります。審査期間中は連絡が取れるようご対応をお願いします。

書面審査期間：令和7年2月6日（木）から令和7年2月13日（木）

（2）結果通知

審査結果については、提案競技参加者全てに申込時のEメールアドレスへ書面で通知します。また、大分県庁ホームページにて採択者を公開します。

なお、審査結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けません。

6 その他

（1）失格事項

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とします。

ア 提案競技参加申込書等に虚偽の記載をした者

イ 見積価額が、「2 競技に付する事項」（4）の限度額を上回る者（ただし、限度額を上回る部分を提案者が負担する場合は除く。）

ウ 企画提案競技参加申込書等の提出期限の日において応募資格がなく提案書等を提出した者又は企画提案競技参加申込書等の提出期間の日から契約の前日までの間に、「3 応募資格」に定める応募資格を有しなくなった者

エ 提案競技参加申込書等の作成、留意事項、提出方法及び提出期間に適合しない者

オ その他、提案競技審査会が不適格と認めた者

（2）事業実施に関する留意事項

- ・最優秀提案者が決定次第、提案内容を元に事業の運営、実施体制等について協議を行い、調整が整い次第、速やかに契約手続を行います。
- ・事業実施にあたっては、大分県商工観光労働部DX推進課と協議のうえ進めるものとします。

（3）費用負担に関する留意事項

- ・提案書等の作成、提出等の本企画提案競技参加に係る費用は、応募者の負担とします。
- ・提出された企画提案書等は返却しません。なお、企画提案書等は本企画提案競技以外には使用しません。

7 問い合わせ先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

大分県商工観光労働DX推進課DX推進班

電話番号：097-506-2474／電子メール：a14280@pref.oita.lg.jp